

旧警戒区域内にある学校の卒業生等を会員とし、生徒の卒業時に入会金を集めて活動していた同窓会組織について、原発事故に伴う生徒減少等による入会金減少分（平成23年度から平成25年度の卒業生分）が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X同窓会（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

(1) 項目

逸失利益（A学校の卒業生より支払われる申立人の入会金にかかる下記ア、イ記載の損害）

ア 平成23年3月11日時点のA学校の新入生、在校生のうち、卒業までに減少した生徒数の合計にかかる減収分

イ 平成24年3月時点の卒業生から徴収が不能となった入会金相当額

(2) 期間

自 平成23年3月11日 至 平成26年2月28日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金86万8000円の支払義務があることを認める。

（内訳）前項（1）アにつき 金60万8000円

前項（1）イにつき 金26万円

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年3月31日

（仲介委員 上妻英一郎）